都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																													
		1. 就学援助制度の周知方法																													
		(1)就学援助制度の周知方法(あてはまるものに○)										(2) (1)のコの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの1つに○)					(4) (3)のオの内容・補足事項	(5)就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法(あてはまるもの全てに○)							(6)(5)のキの内容	(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫(あてはまるもの全てに○)						(8) (7)のカの内容
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ. その他		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. 各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ. その他		ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ. 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ. その他		ア. 目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ. 各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他	
54	54	50	47	24	36	31	32	41	5	2	10	10	0	0	53	0	1	1	10	18	31	0	0	0	2	2	13	2	32	28	23	8	8
愛知県	名古屋市	○	○		○	○	○	○							○				○								○		○	○	○		
愛知県	豊橋市	○	○	○	○	○		○							○					○									○		○		
愛知県	岡崎市	○	○		○		○	○							○				○								○		○		○		
愛知県	一宮市	○	○		○	○	○	○							○						○								○				
愛知県	瀬戸市	○	○		○	○	○	○	○						○						○								○	○			
愛知県	半田市	○	○	○	○	○									○						○								○		○		
愛知県	春日井市	○	○		○	○	○	○		○	○	転入世帯に就学援助制度の書類を配付			○						○								○	○	○	○	全小中学生に申請書とチラシを配付
愛知県	豊川市	○	○			○	○	○							○										○	前年度の就学援助認定者は学校へ提出、その他就学援助希望者は教育委員会へ提出			○	○	○		
愛知県	津島市	○	○		○	○	○	○			○	窓口にてお知らせと申請書を配布。			○					○									○	○			
愛知県	碧南市	○	○	○				○							○						○							○			○		
愛知県	刈谷市	○	○		○	○		○			○	学校保護者向け携帯連絡網サービス(きずなネット)を使用し、6月にメールで就学援助制度を周知			○						○										○	○	学校保護者向け携帯連絡網サービス(きずなネット)を使用
愛知県	豊田市	○		○	○	○		○									○	随時申請を受け付けており、申請月以降分から援助。 年度当初分のみ申請締切を設定している。	○										○		○		
愛知県	安城市	○	○	○				○							○				○												○		
愛知県	西尾市	○	○		○			○							○						○						○		○	○	○		
愛知県	蒲郡市	○	○			○		○							○						○								○		○		
愛知県	犬山市		○		○		○	○							○						○						○		○	○	○	○	市ホームページからオンライン申請可能
愛知県	常滑市	○	○	○	○										○						○									○	○		
愛知県	江南市	○	○	○	○	○	○								○						○								○	○			
愛知県	小牧市	○		○	○	○									○					○										○	○		
愛知県	稲沢市	○	○			○	○	○							○						○								○				
愛知県	新城市	○	○	○							○	就学援助費2学期分支給通知とともに案内を送付			○					○									○	○	○		
愛知県	東海市	○	○	○		○	○	○							○						○								○				

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																														
		1. 就学援助制度の周知方法																														
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）										（2）（1）のコの内容	（3）　就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）					（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）							（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）						（8）（7）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
54	54	50	47	24	36	31	32	41	5	2	10	10	0	0	53	0	1	1	10	18	31	0	0	0	2	2	13	2	32	28	23	8	8
愛知県	大府市	○	○			○	○	○	○						○					○										○			
愛知県	知多市	○	○	○	○	○	○	○	○		○	子どもの未来応援国民運動（支援情報ポータブルサイト）			○				○	○	○						○				○		
愛知県	知立市	○	○	○	○	○	○	○							○				○	○	○						○		○	○	○		
愛知県	尾張旭市	○	○		○	○	○	○			○	当該年度受給者宛て次年度手続き案内送付			○						○									○			
愛知県	高浜市	○		○	○		○	○							○				○										○		○		
愛知県	岩倉市	○	○		○	○	○	○							○					○									○	○		○	外国語の案内を作成。 ホームページにQ&Aを掲載
愛知県	豊明市	○	○		○		○								○					○									○	○	○		
愛知県	日進市	○	○	○	○		○	○	○						○						○								○	○		○	学校・保護者間連絡アプリを用いて制度の周知を行った。
愛知県	田原市			○	○	○									○				○								○			○			
愛知県	愛西市	○	○		○		○	○							○					○					○	各支所窓口（3か所）で提出			○				
愛知県	清須市	○	○	○	○		○	○							○					○										○			
愛知県	北名古屋市	○	○	○	○		○	○							○						○								○	○			
愛知県	弥富市	○					○	○							○						○								○	○			
愛知県	みよし市	○	○		○	○		○							○				○										○	○	○		
愛知県	あま市	○	○				○	○			○	学校へ学期末に就学援助制度の書類を配布			○					○							○						
愛知県	長久手市	○		○		○	○	○			○	①就学時健康診断の書類配布の際に、就学援助制度の書類を同封　②2学期に学校で就学援助制度の書類を配布 ③学校徴収金の滞納が続く方へ、学校で就学援助制度の書類を配布			○						○								○					
愛知県	東郷町	○	○	○	○	○	○	○							○					○									○	○			
愛知県	豊山町	○	○		○		○	○							○					○									○	○			
愛知県	大口町	○	○		○	○	○	○							○				○	○	○						○						
愛知県	扶桑町	○	○		○	○		○							○						○								○				
愛知県	大治町	○	○		○	○	○	○			○	学校費の滞納がある家庭に担任等から周知する。			○						○						○						
愛知県	蟹江町	○	○	○	○	○									○					○							○		○				
愛知県	飛島村	○	○	○	○			○							○					○								○					
愛知県	阿久比町	○	○	○											○						○									○			
愛知県	東浦町	○	○	○											○						○									○	○	○	社会福祉協議会への案内依頼、ひとり親への案内
愛知県	南知多町	○	○		○			○							○						○						○						

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																														
		1. 就学援助制度の周知方法																														
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）										（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）					（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）							（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）						（8）（7）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や設定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
54	54	50	47	24	36	31	32	41	5	2	10	10	0	0	53	0	1	1	10	18	31	0	0	0	2	2	13	2	32	28	23	8	8
愛知県	美浜町	○	○		○			○							○						○											○	上記のような取り組みを行っていない。
愛知県	武豊町	○	○			○	○				○	児童扶養手当の申請時に小中学校に在籍している子がいる場合は、就学援助費の申請をするよう口頭で案内。 経済的に困窮していると思われる、学費の納付状況が悪い家庭などには学校より就学援助費の申請を案内。			○						○											○		
愛知県	幸田町	○	○			○		○	○						○						○								○	○			
愛知県	設楽町		○				○	○							○						○						○						
愛知県	東栄町	○	○	○			○								○						○									○			
愛知県	豊根村					○				○					○					○												○	対象者が少人数のため、すべての対象者について把握できている。

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																						
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																						
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																						
		＜小学校＞ （1）実施・検討状況について						＜小学校＞ （2）（1）のカの内容	＜小学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）										＜小学校＞ （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）										＜小学校＞ （6）（5）のコの内容	＜小学校＞ （7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の） ①周知時期 ②申請期日 ③（アの場合）支給時期	＜小学校＞ （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）						＜小学校＞ （9）（8）のエ及びオの内容
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他		ア. 令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他			ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業量が増加するから	エ. （入学は異なる）前支給とは異なる自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	
54	54	53	1	0	0	0	0	0	53	0	0	1	0	0	0	0	2	8	17	26	0	34	32	18	34	15	1	4	0	2	2	2	1	0	0	0	0	0	0
愛知県	名古屋市	○							○										○												○	就学時健康診断の案内の書類とともに配布								
愛知県	豊橋市	○							○										○			○	○		○														
愛知県	岡崎市	○							○											○		○	○		○														
愛知県	一宮市	○							○											○		○	○		○	○													
愛知県	瀬戸市	○							○										○			○			○	○													
愛知県	半田市	○							○										○					○	○	○													
愛知県	春日井市	○							○										○			○	○	○															
愛知県	豊川市	○							○											○		○	○			○		○											
愛知県	津島市	○							○											○		○	○		○			○											
愛知県	碧南市	○							○											○		○	○	○															
愛知県	刈谷市	○							○											○					○														
愛知県	豊田市	○							○									○				○			○														
愛知県	安城市	○							○											○		○	○	○															
愛知県	西尾市	○							○									○							○														
愛知県	蒲郡市	○							○											○						○	○												
愛知県	犬山市	○							○										○				○		○														
愛知県	常滑市	○							○											○		○	○	○	○														
愛知県	江南市	○							○										○			○	○	○	○														
愛知県	小牧市	○							○										○					○	○														
愛知県	稲沢市	○							○											○		○	○			○													
愛知県	新城市	○							○											○		○	○	○															
愛知県	東海市	○							○											○		○	○	○															

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																					
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																					
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																					
		＜小学校＞ （1）実施・検討状況について						＜小学校＞ （2）（1）のカの内容	＜小学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞ （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）										＜小学校＞ （6）（5）のコの内容	＜小学校＞ （7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の） ①周知時期 ②申請期日 ③（アの場合）支給時期	＜小学校＞ （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）						＜小学校＞ （9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業量が増加するから	エ．（入学は異なる）前支給とは自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
54	54	53	1	0	0	0	0	0	53	0	0	1	0	0	0	0	2	8	17	26	0	34	32	18	34	15	1	4	0	2	2	2	1	0	0	0	0	0	0
愛知県	大府市	○							○											○		○	○			○													
愛知県	知多市	○							○									○						○		○		○											
愛知県	知立市	○							○											○		○	○	○	○	○				○									
愛知県	尾張旭市	○							○										○			○	○		○														
愛知県	高浜市	○							○											○					○														
愛知県	岩倉市	○							○										○			○	○		○														
愛知県	豊明市	○							○									○				○	○		○														
愛知県	日進市	○							○									○				○			○														
愛知県	田原市	○							○											○				○	○	○													
愛知県	愛西市	○							○											○		○	○		○														
愛知県	清須市	○							○										○				○		○														
愛知県	北名古屋市	○							○											○		○	○		○														
愛知県	弥富市	○							○									○				○			○														
愛知県	みよし市	○							○										○				○		○														
愛知県	あま市	○							○											○		○	○		○														
愛知県	長久手市	○							○									○				○		○							○	就学時健康診断の書類配布の際に、就学援助入学前支給の書類を同封								
愛知県	東郷町	○							○									○				○		○	○	○													
愛知県	豊山町	○							○								○					○	○		○														
愛知県	大口町	○							○										○						○														
愛知県	扶桑町	○							○								○							○															
愛知県	大治町	○							○										○			○	○		○	○													
愛知県	蟹江町	○							○											○		○	○		○														
愛知県	飛島村	○							○											○				○	○								①周知時期・・・就学時健康診断の時期、②申請時期・・・就学時健康診断以降、③支給時期・・・申請月の翌月						
愛知県	阿久比町	○							○											○		○	○	○														
愛知県	東浦町	○							○											○		○		○														
愛知県	南知多町	○							○										○			○	○		○														

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																				
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																				
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに〇）																																				
		＜小学校＞ （1）実施・検討状況について						＜小学校＞ （2）（1）のカの内容	＜小学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞ （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに〇）											＜小学校＞ （6）（5）のコの内容	＜小学校＞ （7）（4）でア、イ、ウ、エに〇をした場合、（入学前支給の） ①周知時期 ②申請期日 ③（アの場合）支給時期	＜小学校＞ （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに〇）						＜小学校＞ （9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学は異なる）前支給とは自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
54	54	53	1	0	0	0	0	0	53	0	0	1	0	0	0	0	2	8	17	26	0	34	32	18	34	15	1	4	0	2	2	2	1	0	0	0	0	0
愛知県	美浜町	〇							〇										〇			〇	〇		〇			〇											
愛知県	武豊町	〇							〇										〇				〇			〇													
愛知県	幸田町	〇							〇											〇						〇													
愛知県	設楽町	〇							〇											〇			〇							〇									
愛知県	東栄町		〇									〇																											
愛知県	豊根村	〇							〇											〇						〇													

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																	
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																3.　家計急変世帯の認定について（準要保護）	
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに〇）																																（1）当てはまるもの1つに〇	（2）（1）のキの内容
		＜中学校＞ （1）実施・検討状況について						＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）										＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに〇）					＜中学校＞ （6）（5）のエ及びオの内容								
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他		ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ．就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	
54	54	53	1	0	0	0	0	0	53	0	0	1	1	0	0	0	2	8	18	24	0	0	0	0	0	0	0	21	2	21	3	0	2	5	5
愛知県	名古屋市	〇							〇										〇									〇							
愛知県	豊橋市	〇							〇										〇											〇					
愛知県	岡崎市	〇							〇											〇								〇							
愛知県	一宮市	〇							〇											〇								〇							
愛知県	瀬戸市	〇							〇										〇											〇					
愛知県	半田市	〇							〇										〇															〇	整備しておらず、検討もしていない。
愛知県	春日井市	〇							〇										〇									〇							
愛知県	豊川市	〇							〇											〇								〇							
愛知県	津島市	〇							〇											〇										〇					
愛知県	碧南市	〇							〇											〇										〇					
愛知県	刈谷市	〇							〇											〇										〇					
愛知県	豊田市	〇							〇									〇										〇							
愛知県	安城市	〇							〇											〇														〇	認定基準は整備されておらず、検討もしていない。
愛知県	西尾市	〇							〇									〇																〇	認定基準額の倍率を高くしているため、家計急変世帯の認定について検討をしていない。
愛知県	蒲郡市	〇							〇											〇								〇							
愛知県	犬山市	〇							〇										〇											〇					
愛知県	常滑市	〇							〇											〇										〇					
愛知県	江南市	〇							〇										〇											〇					
愛知県	小牧市	〇							〇										〇									〇							
愛知県	稲沢市	〇							〇											〇										〇					
愛知県	新城市	〇							〇											〇														〇	新たな認定基準の整備は行っておらず、現在検討もしていない。
愛知県	東海市	〇							〇											〇											〇				

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																											3.　家計急変世帯の認定について（準要保護）							
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに〇）																											（1）当てはまるもの1つに〇							（2）（1）のキの内容
		＜中学校＞ （1）実施・検討状況について						＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに〇）					＜中学校＞ （6）（5）のエ及びオの内容							
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．　8月以前	イ．　9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．　1月	キ．　2月	ク．　3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他		ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ．就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	
54	54	53	1	0	0	0	0	0	53	0	0	1	1	0	0	0	2	8	18	24	0	0	0	0	0	0	0	21	2	21	3	0	2	5	5
愛知県	大府市	〇							〇											〇									〇						
愛知県	知多市	〇							〇									〇										〇							
愛知県	知立市	〇							〇											〇								〇							
愛知県	尾張旭市	〇							〇										〇										〇						
愛知県	高浜市	〇							〇											〇														〇	従前の基準を維持
愛知県	岩倉市	〇							〇										〇									〇							
愛知県	豊明市	〇							〇									〇										〇							
愛知県	日進市	〇							〇									〇												〇					
愛知県	田原市	〇							〇											〇											〇				
愛知県	愛西市	〇							〇											〇										〇					
愛知県	清須市	〇							〇										〇											〇					
愛知県	北名古屋市	〇							〇											〇								〇							
愛知県	弥富市	〇							〇									〇												〇					
愛知県	みよし市	〇							〇										〇											〇					
愛知県	あま市	〇							〇											〇								〇							
愛知県	長久手市	〇							〇									〇										〇							
愛知県	東郷町	〇							〇									〇										〇							
愛知県	豊山町	〇							〇								〇													〇					
愛知県	大口町	〇							〇										〇									〇							
愛知県	扶桑町	〇							〇								〇													〇					
愛知県	大治町	〇							〇										〇											〇					
愛知県	蟹江町	〇							〇											〇													〇		
愛知県	飛島村	〇							〇				〇																	〇					
愛知県	阿久比町	〇							〇											〇										〇					
愛知県	東浦町	〇							〇										〇									〇							
愛知県	南知多町	〇							〇										〇											〇					

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																											3.　家計急変世帯の認定について（準要保護）							
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																											（1）当てはまるもの1つに○							（2）（1）のキの内容
		＜中学校＞ （1）実施・検討状況について						＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）					＜中学校＞ （6）（5）のエ及びオの内容								
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．　8月以前	イ．　9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．　1月	キ．　2月	ク．　3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他		ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じ個別に支援	エ．就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	
54	54	53	1	0	0	0	0	0	53	0	0	1	1	0	0	0	2	8	18	24	0	0	0	0	0	0	0	21	2	21	3	0	2	5	5
愛知県	美浜町	○							○										○											○					
愛知県	武豊町	○							○										○												○				
愛知県	幸田町	○							○											○								○							
愛知県	設楽町	○							○											○								○							
愛知県	東栄町		○									○																					○		
愛知県	豊根村	○							○											○								○							

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																		
		4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																																		6. 就学援助率
		（1）令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																				（2）（1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		（3）（1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）		（4）（1）で子と回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	4.（1）で ソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応											令和4年度
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の10倍、1.5倍等）（係数および目安額を（3）に記入してください。）	テ. その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			（1）令和5年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		（2）（1）にて「ア．反映させる（新たな認定基準に更新）」に○をした場合、令和5年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				（3）（2）で エとした場合のその内容	（4）（1）で「イ．反映させない」とした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
																												ア．反映させる（新たな認定基準に更新）	イ．反映させない（従前の認定基準を継続）	ア．生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ．生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等）	ウ．生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ．その他		年	月	
54	54	44	39	37	39	37	43	26	11	33	36	12	12	15	34	19	13	13	0	5	45	0	5	5	14	18	4	4	6	0	0	18	18	
愛知県	名古屋市	○				○											○				1.2			令和4年8月までの認定基準は、平成25年4月時点の生活保護基準の1.0倍でしたが、 令和4年9月以降の認定基準を、令和3年4月時点の生活保護基準の1.2倍に変更しました。	○		○							15%未満
愛知県	豊橋市	○															○				1.3					○						平成24	12	20%未満
愛知県	岡崎市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○					○			世帯人数に応じた所得基準額												10%未満
愛知県	一宮市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.2					○						平成25	4	15%未満
愛知県	瀬戸市	○	○	○	○	○	○				○				○			○			1.25													10%未満
愛知県	半田市	○	○		○	○	○	○	○		○		○	○	○	○					1.3				○				○					15%未満
愛知県	春日井市															○					1.4				○		○							15%未満
愛知県	豊川市																○				1.27					○						平成27	4	15%未満
愛知県	津島市	○	○	○	○	○	○			○	○					○					1					○						平成25	4	15%未満
愛知県	碧南市	○														○					1.2				○				○					10%未満
愛知県	刈谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			10%未満
愛知県	豊田市	○																○			1.3													10%未満
愛知県	安城市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.2													10%未満
愛知県	西尾市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.3													10%未満
愛知県	蒲郡市															○					1.3				○			○						15%未満
愛知県	犬山市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○			○			1.4													10%未満
愛知県	常滑市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.3				○				○					10%未満
愛知県	江南市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○				1.2					○						平成24	12	15%未満
愛知県	小牧市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3					○						平成24	4	10%未満
愛知県	稲沢市	○	○	○	○	○	○			○	○					○					1.2				○		○							10%未満
愛知県	新城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3													15%未満
愛知県	東海市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○				1.3					○						平成25	8	15%未満

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																		
		4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																											5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									6. 就学援助率
		（1）令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																				（2）（1）で ソ、タ 又は チに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）で ツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）で子と回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	4.（1）で ソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応									令和4年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の0.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの （例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（3）に記入してください。）	テ．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			（1）令和5年4月以降、準要保護の認定基準に反映させるか。		（2）（1）にて「ア．反映させる（新たな認定基準に更新）」に○をした場合、令和5年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				（3）（2）でエとした場合のその内容	（4）（1）で「イ．反映させない」とした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
																										ア．反映させる（新たな認定基準に更新）	イ．反映させない（従前の認定基準を継続）	ア．生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ．生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者が得層の準要保護者がいない等）	ウ．生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ．その他		年	月	
54	54	44	39	37	39	37	43	26	11	33	36	12	12	15	34	19	13	13	0	5	45	0	5	5	14	18	4	4	6	0	0	18	18	
愛知県	大府市	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○	○					1.45				○				○					10%未満
愛知県	知多市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3				○				○					10%未満
愛知県	知立市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○									知立市の児童扶養手当規準の1.1倍（各世帯数ごとに基準有り）を認定基準としている。											10%未満
愛知県	尾張旭市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○				1.25					○							平成24	4	15%未満
愛知県	高浜市	○					○											○			1.5			ひとり親世帯にあっては1.5倍、ふたり親世帯にあっては1.0倍											10%未満
愛知県	岩倉市	○	○	○	○	○	○				○				○			○			1.2														15%未満
愛知県	豊明市															○					1.5					○							平成27	4	15%未満
愛知県	日進市		○		○		○										○				1.5					○							平成２４	12	10%未満
愛知県	田原市																	○			1.3														10%未満
愛知県	愛西市																	○			1.2														15%未満
愛知県	清須市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.3					○							平成２５	8	10%未満
愛知県	北名古屋市	○	○	○	○	○	○											○			1.2														15%未満
愛知県	弥富市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○				1.2					○							平成24	12	15%未満
愛知県	みよし市	○					○									○				○	1.3		経済的に困窮しているもの			○							平成24	12	10%未満
愛知県	あま市	○	○	○	○		○			○	○				○			○			1.3			「オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予」ではなく、「国民健康保険税が減免されている」を認定基準としている。											15%未満
愛知県	長久手市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○				1.35					○							平成２９	4	10%未満
愛知県	東郷町															○					1.3					○							平成24	12	10%未満
愛知県	豊山町	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.2			（生活扶助（1類＋2類）＋期末一時扶助+教育扶助）×1.2＋住宅扶助（1.3倍認定額）＋母子加算											10%未満
愛知県	大口町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○					○			経済的に困窮しており、生活状態が極めて悪いと認められる者											10%未満
愛知県	扶桑町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○	1.2		その他、特別な事情や理由がある方			○							平成25	7	10%未満
愛知県	大治町						○										○				1.2					○							平成２４	4	10%未満
愛知県	蟹江町	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.2					○							平成25	8	10%未満
愛知県	飛島村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				5%未満
愛知県	阿久比町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				○			○						10%未満
愛知県	東浦町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				○			○						15%未満
愛知県	南知多町															○					1.3				○		○							15%未満

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																	
		4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		（1）　令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																		（2）（1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		（3）（1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）		（4）（1）で子と回答した場合、その他の基準の内容	（5）　補足事項	4.（1）で ソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応										令和4年度
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が きわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に変外が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の10倍、1.5倍等）（係数および目安額を（3）に記入してください。）	テ. その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			（1）　令和5年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		（2）（1）にて「ア．反映させる（新たな認定基準に更新）」に「イ．反映させない（従前の認定基準を継続）」を選択した場合、令和5年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				（3）（2）で エとした場合のその内容	（4）（1）で「イ．反映させない」とした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
																										ア．反映させる（新たな認定基準に更新）	イ．反映させない（従前の認定基準を継続）	ア．生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ．生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者が いない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等）	ウ．生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ．その他		年	月	
54	54	44	39	37	39	37	43	26	11	33	36	12	12	15	34	19	13	13	0	5	45	0	5	5	14	18	4	4	6	0	0	18	18	
愛知県	美浜町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.3				○			○						10%未満
愛知県	武豊町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				○				○					10%未満
愛知県	幸田町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○					○			経済的な理由で児童生徒の就学が困難であるもの。 世帯の合計所得が基準額を下回れば認定。（生活保護の1.5倍）											10%未満
愛知県	設楽町	○	○	○	○	○	○	○							○																			10%未満
愛知県	東栄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			5%未満
愛知県	豊根村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			15%未満

| 都道府県 | 市町村名 | Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について | | |

| 都道府県 | 市町村名 | Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について | | |

| 都道府県 | 市町村名 | Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について | | |

| 都道府県 | 市町村名 | Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について | | |

| 都道府県 | 市町村名 | Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について | | |

| 都道府県 | 市町村名 | Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について | | |